平成二十一年度	○・○三四
平成二十二年度	○・○二二
平成二十三年度	○・○一三
平成二十四年度	○・○○六

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百三十八万円」を「二百六十五万四千円」に改め、同条第二号中「百五万六千円」を「百七十万四千円」に改める。

別表第一⑵を次のように改める。

⑵　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.026	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域９種地	0.025	Ⅱの地域９種地	0.014
Ⅰの地域８種地	0.024	Ⅱの地域８種地	0.014
Ⅰの地域７種地	0.018	Ⅱの地域７種地	0.013
Ⅰの地域６種地	0.010	Ⅱの地域６種地	0.009
Ⅰの地域５種地	0.007	Ⅱの地域５種地	0.007
Ⅰの地域４種地	0.000	Ⅱの地域４種地	0.000
Ⅰの地域３種地	0.000	Ⅱの地域３種地	0.000
Ⅰの地域２種地	0.000	Ⅱの地域２種地	0.000
Ⅰの地域１種地	0.000	Ⅱの地域１種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の事務費交付金から適用する。

告　示

○外務省告示第八十五号

日本国政府は、平成二十四年二月二十四日に東京で作成された「北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約」の受諾書を平成二十五年七月十六日に寄託政府である大韓民国政府に寄託していたところ、同条約は、その第二十五条1の規定に従い、平成二十七年七月十九日に効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十七年三月一日現在、次のとおりである。

カナダ、中華人民共和国、日本国、ロシア連邦

平成二十七年三月二十五日　外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第百十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定に基づき、障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同条第二項において準用する同法第七条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針

第１　趣旨

この指針は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第36条第１項の規定に基づき、法第34条及び第35条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、これらの規定により禁止される措置として具体的に明らかにする必要があると認められるものについて定めたものである。

第２　基本的な考え方

全ての事業主は、法第34条及び第35条の規定に基づき、労働者の募集及び採用について、障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。以下同じ。）に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならず、また、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

ここで禁止される差別は、障害者であることを理由とする差別（直接差別をいい、車いす、補助犬その他の支援器具等の利用、介助者の付添い等の社会的不利を補う手段の利用等を理由とする不当な不利益取扱いを含む。）である。

また、障害者に対する差別を防止するという観点を踏まえ、障害者も共に働く一人の労働者であるとの認識の下、事業主や同じ職場で働く者が障害の特性に関する正しい知識の取得や理解を深めることが重要である。

第３　差別の禁止

１　募集及び採用

⑴　「募集」とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。「採用」とは、労働契約を締結することをいい、応募の受付、採用のための選考等募集を除く労働契約の締結に至る一連の手続を含む。

⑵　募集又は採用に関し、次に掲げる措置のように、障害者であることを理由として、その対象から障害者を排除することや、その条件を障害者に対してのみ不利なものとすることは、障害者であることを理由とする差別に該当する。ただし、14に掲げる措置を講ずる場合については、障害者であることを理由とする差別に該当しない。

イ　障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。

ロ　募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。

ハ　採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。